

●香川県監査委員公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年9月12日

香川県監査委員 平 木 享
同 水 本 勝 規
同 鍋 嶋 明 人
同 野 田 峻 司

- 1 監査対象部局 健康福祉部
- 2 監査対象年度 平成19年度
- 3 措置の状況

項 目	監査結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>（ア）行政財産目的外使用料の未納分について、督促状が納期限後20日以内に発行されていなかった。（健康福祉総務課）</p> <p>（イ）普通財産の貸付けに係る収入調定について、長期間にわたり調定時期を遅延していた。（障害福祉課）</p> <p>イ 証紙収納について</p> <p>（ア）介護支援専門員証交付手数料に係る証紙収納において、消印漏れがあった。（長寿社会対策課）</p> <p>（イ）証紙収納について、適正な事務処理を行う必要がある。（薬務感染症対策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証紙収入（貼付）が過納になっていたため、適正な処理を行う必要がある。 	<p>ア 収入について</p> <p>（ア）未発行に気付いた時点で、直ちに発行した。年度内には入金が完了した。（健康福祉総務課）</p> <p>（イ）平成20年度分は年度当初に収入調定を行った。今後も年度当初に調定を行う。（障害福祉課）</p> <p>イ 証紙収納について</p> <p>（ア）交付申請者受付分について、複数の者（主担当及び副担当）による金額や消印のチェックを行うこととした。また、月例報告時点において、再度確認を行っている。（長寿社会対策課）</p> <p>（イ）証紙収納について、適正な事務処理を行う必要がある。（薬務感染症対策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 麻薬取扱者免許申請において、申請手数料3,900円のところ1,000円の証紙4枚貼付された申請書が送付された。申請者に100円の過納について連絡すると、過納分についての返却は不要との回答であったため、4,000円の証紙を消印し、事務処理を行った。事務局監査での指摘を受け、会計課

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 免許更新申請書に貼付された証紙の消印が、審査後直ちに行われず、まとめて行われていた。 ・ 証紙収納簿について、日ごとの記載がなされていなかった。 <p>ウ 超過勤務手当について 超過勤務手当の支給及び勤務の振替が行われたものについて、超過勤務命令簿が作成されていないものがあつた。(障害福祉相談所)</p> <p>エ 特殊勤務手当の支給について (ア) 航空機搭乗業務手当について、支給漏れがあつたので、追給する必要がある。(中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所) (イ) 有害物等取扱手当について、支給額に誤りがあつたので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(西讃保健福祉事務所)</p> <p>オ 旅費の支給について 旅費の支給に当たり、支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(子育て支援課)</p> <p>カ 契約について 随意契約に係る見積書については、二人以上から徴収すると規定されているが、一者からしか徴収していなかった。(東讃保健福祉事務所)</p>	<p>とも相談の結果、再度本人の了解を得るといふ処置を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 免許更新申請の事務処理ごとに消印していたが、審査後直ちに消印することにした。 ・ 収納のあつた日ごとに記載するようにした。 <p>ウ 超過勤務手当について 直ちに、超過勤務命令簿を作成した。(障害福祉相談所)</p> <p>エ 特殊勤務手当の支給について (ア) 20年3月の給料支給にあわせ追給した。(中讃保健福祉事務所) 20年3月の給料支給にあわせ追給した。(西讃保健福祉事務所) (イ) 20年3月の給料支給にあわせ返納した。(西讃保健福祉事務所)</p> <p>オ 旅費の支給について 正当額との差額を平成20年3月21日に返納させた。(子育て支援課)</p> <p>カ 契約について 随意契約を行う場合においては、以後、公平性、競争性確保の観点から、二者以上から見積書を徴収することにした。(東讃保健福祉事務所)</p>
<p>検討指示事項</p>	<p>健康生きがい中核施設の管理・運営について 健康生きがい中核施設については、平成10年度から各圏域ごとに順次整備し、指定管理者制度が導入されているところであるが、今後の施設の管理・運営について、施設の改修・修繕等の将来的な財政負担のあり方を検討するとともに、譲与も含め、早期に適切な</p>	<p>健康生きがい中核施設の管理・運営について 施設の大規模修繕費の負担等を含む今後の管理・運営のあり方については、施設ごとに整備年次や施設内容が異なることから、個別に市町と協議を進めることとし、譲与も含めて早期に実効性のある措置を取れるよう努めてみたい。(長寿社会対策課)</p>

対応を図る必要がある。（長寿社会対 策課）
